# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申 (答申第299号)

平成16年3月29日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会 会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第29条第1項の規定に 基づく諮問について(答申)

平成14年8月23日教総相第89号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「請求者が相談した不登校に関する教育相談票(不登校に関する相談) (1) 平成 11 年 11 月 24 日(面接) (2) 平成 11 年 12 月 22 日(面接)」の 個人情報一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

### 答 申

#### 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「請求者が相談した不登校に関する教育相談票(不登校に関する相談)(1) 平成11年11月24日(面接)(2) 平成11年12月22日(面接)」の個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「請求者が相談した不登校に関する教育相談票(不登校に関する相談)(1) 平成11年11月24日(面接)(以下「文書1」という。)(2) 平成11年12月22日(面接)(以下「文書2」という。以下文書1及び文書2を総称して「本件申立文書」という。)」の本人開示請求に対し、横浜市教育委員会(以下「実施機関」という。)が、平成14年6月21日付で行った個人情報一部開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

#### 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市個人情報の保護に関する条例(平成12年2月横浜市条例第2号。以下「条例」という。)第17条第2号及び第3号に該当するため一部を非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

#### (1) 対象となる個人情報について

通常の事務処理としては、相談の終了後、相談記録として、教育相談票(以下「相談票」という。)を書くこととしている。

これは、業務報告という側面と相談内容の確認、次回相談がある場合のポイントの 記録などの側面があり、横浜市教育総合相談センター(以下「相談センター」とい う。)の管理職に稟議される。

本件相談票2件は、いずれも面接による相談で相談員は相談センター職員が担当し、 遅滞なく相談票は作成されている。

相談票の様式は「受付事項」、「処理事項」、「相談内容、対応」と分かれており、「受付事項」は受付年月日、相談対象者、相談者などの基本的なことを記載する様式となっており、「処理事項」は相談内容、相談項目、処置方法など相談の分類や処理の種別を記入する様式となっている。

「相談内容、対応」については相談の内容やそれに伴う助言、心理的な動きなど、

個々の相談内容によって記入される内容は多岐にわたる。 1 時間の相談内容を記載するので、当然のことであるが記入は相談員が相談内容のポイントをコンパクトにまとめた形で記載している。

本件相談票には、主に相談者の話の要旨が記入されている。

(2) 条例第17条第2号の該当性について

本件申立文書に記録された相談者の心理の動きなどを評価判定した部分(以下「本件非開示部分」という。)については、個人の評価、判定に該当し、開示することにより、有効に機能していた相談の信頼性を損ねるおそれがあるため、本号により非開示とした。

(3) 条例第17条第3号の該当性について

本件非開示部分のような相談票上の記載内容について、公にすることとなった場合、相談センターで行っている相談事業全般に対する相談者からの信頼性が損なわれ相談者との信頼関係のもとに行われている相談事業の今後の適正な業務が困難になるおそれがあるため、本号にも該当し、非開示とした。

4 申立人の一部開示決定に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している一部開示決定に対する意見は、 次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 信頼関係は既に損なわれているので、相談者の心理の動きなどを評価判定した部分に関しても開示を求める。
- (3) 本人のプライバシーなので開示するべきである。
- (4) 相談者に関する非開示にされる部分が、事務の適正な執行に著しい支障が生じるおそれがあるときとは具体的に私の場合どのような支障が生じるのか。
- (5) 具体例がなければ、実施機関の説明は到底納得できない。
- (6) 私の個人情報を私に開示することが、事務の適正な執行に著しい支障が生じるとは 到底考えられない。

#### 5 審査会の判断

(1) 心理相談について

相談センターでは、一般市民からの教育に関する様々な相談を電話や面接により広く受け付けており、相談の種類によって、一般教育相談、いじめ110番、専門相談

(心理相談、幼児相談、医療相談)に分けて対応している。

本件相談は、専門相談のうちカウンセリングを伴う心理相談の範疇であった。

心理相談は、予約制で行われ、約1時間の相談時間内で相談者の様々な悩みや解決 したい課題等が話され、相談者自身の心の回復と成長をサポートすることを目的に行 われている。

対応した相談員(相談センター職員が担当)は、相談の終了後、業務報告や相談内容の確認、次回の相談がある場合のポイントの記録等のために、相談票を作成している。また、相談票は相談センター内で稟議される。

### (2) 対象となる個人情報について

対象となる個人情報は、本件面接を行った相談員が心理相談を行った後に作成した相談票2件である。

相談票は、「1受付事項」、「2処理事項」及び「3相談内容、対応」で構成されており、「1受付事項」には、受付番号、受付年月日、相談時間、相談対応、受付者名、相談対象者(氏名、性別、生年月日、歳、区分、在園・校名)、相談者(氏名、本人との続柄、郵便番号、住所、自宅電話番号)、センター周知方法、学校連絡、他機関の相談機関の有無・時期、面接希望日時等の基本的な事項を記入し、「2処理事項」には、相談内容、相談項目、処置方法、決定事項(面接日時、相談場所、相談担当者、処理月日)等、相談の分類や処理の種別を記入する様式となっている。

「3相談内容、対応」には、相談内容やそれに対する助言、相談者の心理的な動き等、個々の相談内容によって記載される内容は多岐にわたっている。約1時間に及ぶ相談の内容について、対応した相談員が要旨をまとめた形で記載している。

本件相談票は、相談者の話の要旨が主として記載されているが、対応した相談員が、相談者の心理の動きなどを評価判定した内容も併せて記載されている。

#### (3) 条例第17条第2号の該当性について

- ア 条例第17条第2号では、「個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。」は、当該個人情報を開示しないことができると規定している。
- イ 実施機関は、本件非開示部分については、個人の評価、判定に該当し、開示する ことにより、有効に機能していた相談の信頼性を損ねるおそれがあるため、本号に 該当し非開示にしたと主張している。

ウ 実施機関の主張の妥当性について検討するため、当審査会が本件申立文書を見分したところ、本件非開示部分については、いずれも、相談者が教育相談を受けた際に、相談者の心理を、対応した相談センター職員が推測して評価、判定した内容等が記載されており、相談者個人の評価、判定等に関する個人情報であって、これを開示すると相談センター職員が評価、判定等を行った内容について、相談者との間に見解の相違が生じるなど、相談業務の適正又は円滑な執行が阻害されたり、相談者との信頼関係を損なうおそれがあると考えられる。

したがって、本件申立文書に記録された本件非開示部分については、本号に該当する。

### (4) 条例第17条第3号の該当性について

- ア 条例第17条第3号では、「市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務 に関する個人情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事 務の性質上、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとき。(本号アからエまで省略)」は、当該個人情報を開示しないことができると規定している。
- イ 実施機関は、本件申立文書に記録された本件非開示部分のような相談票上の記載 内容について、本号にも該当し非開示にしたと主張しているが、前記(3)で述べ たように、同条第2号に該当し非開示とすべきものであるから、本号の該当性につ いて判断するまでもない。

## (5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書に記録された本件非開示部分を条例第17 条第2号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

# 《参考》

# 審 査 会 の 経 過

年 月 日	審査の経過
平成14年8月23日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成14年9月26日	・異議申立人から意見書を受理
平成14年9月27日 (第279回審査会)	・諮問の報告
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成16年1月30日 (第28回第二部会)	・審議
平成16年2月26日 (第30回第二部会)	・審議
平成16年3月12日 (第31回第二部会)	・審議